

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安八郡広域連合は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

安八郡広域連合長

公表日

令和7年6月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法の定めるところにより、安八郡広域連合（以下「広域連合」という。）が保険者となり、要介護・要支援の状態にある被保険者に対して必要な保険給付を行うものとされている。被保険者の資格得喪、要介護・要支援の認定、保険の給付等を行うにあたり、必要な情報を適切に処理し、管理して行かなければならない。本広域連合は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。なお、被保険者からの申請行為はサービス検索・電子申請機能による申請を含む。 1 介護保険被保険者資格に関する事務 （1）被保険者を単位とする資格得喪DBの作成及び管理 （2）年齢到達、転出入、死亡等による資格の取得及び喪失等処理 （3）資格得喪又は紛失等による被保険者証等の帳票の発行等 2 介護保険給付に関する事務 （1）介護給付費支給事務：介護サービス費用のうち、保険給付割合の額を支給 （2）高額介護サービス費支給事務：介護サービスの利用者負担額が一定額を超えた場合の超過額を支給 （3）食費・居住費負担限度額認定事務：食費・居住費のうち、負担限度額を超える額を支給 （4）高額医療合算介護サービス費支給事務：医療保険と介護保険の両方の自己負担合計額が一定の額を超えた場合に超過金額を支給 3 介護保険要介護認定に関する事務 （1）被保険者の要介護認定（要支援認定）申請を受付 （2）申請受付した被保険者に対し、介護認定調査を実施 （3）介護認定審査会の審査・判定をもとに認定結果通知及び被保険者証の送付 4 介護保険給付制限に関する事務 （1）支払方法の変更 （2）保険給付の支払の一時差止 （3）給付額減額等の措置 5 介護保険料の賦課・徴収に関する事務 （1）介護保険料納付原簿の作成及び管理事務 （2）介護保険料の賦課・収納事務 （3）年金特別徴収に関する通知及び管理事務 （4）介護保険料の過誤納金の還付充当事務 （5）介護保険料の滞納整理事務 6 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）に関する事務 （1）被保険者を基本チェックリストにより事業対象者に該当の有無を判定し、判定結果通知書及び被保険者証を送付 （2）第1号事業費支給事務：第1号事業に要する費用について、第1号事業支給費を支給 （3）高額介護予防サービス費相当事業：第1号事業の利用者負担額が一定額を超えた場合の超過額を支給 （4）高額医療合算介護予防サービス費相当事業：医療保険と介護保険及び第1号事業の自己負担合計額が一定の額を超えた場合に超過額を支給
③システムの名称	介護保険システム、中間サーバ、構成町（神戸町・輪之内町・安八町）の統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名

介護保険システムファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1 番号法第9条第1項、別表百の項2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第50条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)(以下「情報連携主務省令」という) ア 第2条の表 第四欄に「介護保険給付等関係情報」を含む項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161) 第4条、第5条、第9条、第13条、第17条、第44条、第58条、第67条、第71条、第82条、第85条、第88条、第89条、第110条、第117条、第127条、第130条、第134条、第146条、第163条 イ 第2条の表 第四欄に「併給調整に係る特定個人情報であって介護保険法に係る特定個人情報」を含む項(6、27、38、70、116、137、145、158) 第8条、第29条、第40条、第72条、第118条、第139条、第147条、第160条 2 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号 (2)情報連携主務省令第2条の表 第一欄 情報照会者が「市町村長」であって第二欄 事務に「介護保険法」を含む項のうち本事務に該当するもの(131、132) 第133条、第134条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	安八郡広域連合 総務係
②所属長の役職名	事務局長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	安八郡広域連合 総務係 情報公開・個人情報保護担当 503-0126 岐阜県安八郡安八町中須410-1 電話番号 0584-63-2050
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	安八郡広域連合 総務係 情報公開・個人情報保護担当 503-0126 岐阜県安八郡安八町中須410-1 電話番号 0584-63-2050
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うなど、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年 12 月 18 日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。	

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	＜選択肢＞ [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	操作可能な者を最小限に限定し、アクセスが可能な職員は、静脈とパスワードによる認証によって限定していることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	15評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	事務局長 今村 厚士	事務局長	事後	様式の変更による
令和1年6月10日	IV リスク対策		項目の追加	事後	様式の変更による
令和6年10月1日	公表日	令和5年4月13日	令和6年10月31日	事後	見直し
令和6年10月1日	I-1-②	・介護保険制度は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付等を行うための制度である。 ・介護保険法に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者として、要介護認定を受けた者には介護給付を、要支援認定を受けた者には予防給付を行っている。 ・市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防等事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。 ・介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。 ・介護保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ① 被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答 ② 被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理	介護保険法の定めるところにより、安八郡広域連合(以下「広域連合」という。)が保険者となり、要介護・要支援の状態にある被保険者に対して必要な保険給付を行うものとされている。被保険者の資格得喪、要介護・要支援の認定、保険の給付等を行うにあたり、必要な情報を適切に処理し、管理して行かなければならない。本広域連合は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。なお、被保険者からの申請行為はサービス検索・電子申請機能による申請を含む。 1 介護保険被保険者資格に関する事務 (1) 被保険者を単位とする資格得喪DBの作成及び管理 (2) 年齢到達、転出入、死亡等による資格の取得及び喪失等処理 (3) 資格得喪又は紛失等による被保険者証等の帳票の発行等 2 介護保険給付に関する事務 (1) 介護給付費支給事務：介護サービス費用のうち、保険給付割合の額を支給 (2) 高額介護サービス費支給事務：介護サービスの利用者負担額が一定額を超えた場合の超過額を支給 (3) 食費・居住費負担限度額認定事務：食費・居住費のうち、負担限度額を超える額を支給 (4) 高額医療合算介護サービス費支給事務：医療保険と介護保険の両方の自己負担合計額が一定の額を超えた場合に超過金額を支給 3 介護保険要介護認定に関する事務	事後	
令和6年10月1日	I-1-③	介護保険システム、構成町(神戸町・輪之内町・安八町)の宛名管理システム、中間サーバ・ソフトウェア、プラットフォーム、伝送通信ソフト	介護保険システム、中間サーバ、構成町(神戸町・輪之内町・安八町)の統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和6年10月1日	I-3	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条別表第一の68の項	1 番号法第9条第1項、別表百の項2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条	事後	
令和6年10月1日	I-4-②	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1の項、2の項、3の項、4の項、6の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、56・2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、87の項、90の項、93の項、94の項、95の項、117の項(別表第二における情報照会の根拠)93の項、94の項	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)(以下「情報連携主務省令」という) ア 第2条の表 第四欄に「介護保険給付等関係情報」を含む項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161) 第4条、第5条、第9条、第13条、第17条、第44条、第58条、第67条、第71条、第82条、第85条、第88条、第89条、第110条、第117条、第127条、第130条、第134条、第146条、第163条 イ 第2条の表 第四欄に「併給調整に係る特定個人情報であって介護保険法に係る特定個人情報」を含む項(6、27、38、70、116、137、145、158) 第8条、第29条、第40条、第72条、第118条、第139条、第147条、第160条 2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 (2) 情報連携主務省令第2条の表 第一欄 情報照会者が「市町村長」であって第二欄 事務に「介護保険法」を含む項のうち本事務に該当するもの(131、132) 第133条、第134条	事後	
令和6年10月1日	I-5-①	総務係	安八郡広域連合 総務係	事後	
令和6年10月1日	I-7	安八郡広域連合	安八郡広域連合 総務係 情報公開・個人情報保護担当 503-0126 岐阜県安八郡安八町中須410-1 電話番号 0584-63-2050	事後	
令和6年10月1日	I-8	0584-63-2050	安八郡広域連合 総務係 情報公開・個人情報保護担当 503-0126 岐阜県安八郡安八町中須410-1 電話番号 0584-63-2050	事後	
令和6年10月1日	II-1	令和1年6月10日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和6年10月1日	II-2	令和1年6月10日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和6年10月1日	IV-8	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	事後	
令和7年6月4日	II-1 一つの時点の計数か	令和6年10月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	見直し
令和7年6月4日	II-2 一つの時点の計数か	令和6年10月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	見直し